

当院を受診される方へ（一般的診療に関するご案内）

当院の診療では、様々な検査・治療等を行います。原則的には、医師が口頭で説明を行い、診療を行います。しかし、危険性の高いもの、特殊なもの等につきましては個別に書面で説明を行い、書面で同意確認をさせていただきます。

他方、以下に記載する危険性が低く、一般的な検査・治療等（一般的診療）につきましては、診療を円滑に進めるために、それぞれの検査・治療等の際の書面による説明・同意手続は行わず施行いたします。これらの内容について同意いただける場合は、同意書に署名をお願いいたします。

検査・モニタリング

採血、血液検査、尿検査、蓄尿、微生物学的検査、検体の病理・細胞診検査、生理検査、X線撮影、造影剤を用いないCT・MRI、RI検査・FDG-PET検査、体組成分析、骨塩定量検査、心理検査、各種モニタリング、皮内反応検査、鼻咽腔喉頭ファイバー検査、眼科各種検査、尿量測定ウロフロメトリー検査、残尿測定、経皮的針生検、薬理遺伝学検査（疾患診断に関連しないもの）、気管挿管中の気管支鏡検査（観察と気管支肺胞洗浄液検査）、膀胱鏡検査

治療・処置

創部処置、創傷処理、皮膚切開（排膿）術、デブリードマン、痰などの吸引、鼻腔カテーテル、膀胱留置カテーテル、う歯（虫歯）・歯周病・義歯の検査と治療、口腔ケア、トリガーポイント疼痛治療、フットケア、鼻出血止血処置、経鼻胃管挿入、緊急時の気管内挿管、関節穿刺、関節処置、非観血的整復固定、ギプス装着・取り外し、湿布処置、消炎処置、眼科各種処置、2回目以降の輸血、弾性ストッキング着用、下肢への圧迫ポンプ装着、酸素投与、温・冷罨法、洗腸、高圧浣腸、尿道ブジー

薬剤の投与

通常の投薬・注射・点滴、一般的診療に伴う局所麻酔、次頁掲載の適応外使用医薬品の投薬・注射・点滴

その他

病歴聴取、身体所見、体温測定、身体測定、体重測定、血圧測定、高次機能検査、リハビリテーション、栄養指導、食事の決定、人工乳の使用、何回か繰り返されている外泊の指示、薬剤処方、創部・患部等や各種手術・手技時の写真撮影・動画撮影、病室設置の見守りカメラによる撮影、病理検査後の臓器・組織・細胞を新規機器や試薬の導入検討及び当院あるいは地域病院における検査精度の確認のための使用、氏名・生年月日・患者IDの本人確認や呼出のための使用、クラス1・2のレーザ光・その他光照射装置を用いる医療機器（SpO₂ モニタ、血流計等）の使用、小児のサークルベッドからの転落防止対策（24時間を越えないベッド柵の挙上）、患者の安全確保のため顔写真を撮影し電子カルテに掲載すること、個人情報の所定目的への利用（当院ホームページ掲載）

診療やケアにおける研修や実習

当院は看護師の特定行為研修（別紙）や学生（臨床実習生 *院内掲示参照）・研修生等の実習に協力しており、看護師・学生・研修生等が指導を受けながら診療やケアに参加する場合があります。なお、看護師の特定行為研修の実習に際しては、別途、担当者より説明の上、実施いたします。

医薬品の使用に関する説明と同意について

医薬品は法律の規定により厚生労働大臣が承認した上で製造販売されます。そして、承認された効能・効果、用法・用量等に従って使用されるのが原則です。当院では、このような医薬品の通常使用にあたっては医師や薬剤師が口頭で説明を行い、患者さんの同意を得て使用いたします。

しかし、①抗がん薬等の特に注意を要する薬剤や、②治療の必要性等から、承認された効能・効果、用法・用量以外の目的や投与方法によって使用（適応外使用）をする場合は、患者さんに対し書面による説明・同意手続を行います。

ただ、上記②(適応外使用)のうち、当院が設置する委員会が安全性・有効性等の観点から適応外使用を行っても問題が少ないと考える下記医薬品については本書面によって包括的な同意をいただき使用をいたします。これらの医薬品の使用目的・使用方法・想定されるリスク・安全性等の詳しい情報については当院のホームページで掲載しています。本手続きについて同意されない場合、より詳しい説明を希望される方は当院スタッフにお申し出ください。仮に本手続きについて同意をされない場合でも何ら不利益な取り扱いをいたしません。

●包括的な同意をいただく適応外使用医薬品

- ・ 低カリウム血症に対する高濃度注射用カリウム製剤の使用

●詳しい情報を掲載しているホームページ

https://www.med.nagoya-u.ac.jp/hospital/departments/quality_p-s/informed/



● 患者さんの権利

私たち名大病院職員は、患者さんや、患者さんのご家族のご意向を尊重し、よりよい医療ができるように努めます。あなたには、以下の権利があります。

1. 最善の医療を受けることができます。
2. いかなる状態にあっても人格が尊重され、尊厳をもって診療を受ける権利があります。
3. ご自分の病気の内容や今後の見通しについて知ることができます。
4. あなたに携る医療スタッフ(研修医や学生を含む)の氏名とその診療内容について知ることができます。
5. 診療内容について十分な説明を受け、それについて同意、あるいは拒否することができます。
6. あなたが受けたい診療内容を病院や医師に伝えることができます。
7. あなたが受ける診療の意思決定に参加してもらいたい人を自由に決めることができます。
8. 何らかの理由でご自分の意思を表示できない場合には、ご家族の方や代理人を指定して判断を依頼することができます。なお、依頼した人の判断を拒否することもできます。
9. ご自分の病気の診断や治療について、他の病院から意見を求めることができます。(セカンドオピニオン)
10. 所定の手続きをとることにより、ご自分のカルテ内容を閲覧することができます。
11. 私たちは、あなたに関する情報をあなたの承諾なく第三者に知らせることはありません。
12. 希望されるならば、臨床研究に参加することができます。また、臨床研究に参加することを求められても、それを拒否することができます。
13. 診療内容や入院中における生活において問題や不満がある場合には、医療スタッフにそのことを伝えることができます。あなたが直接伝えることができない場合には、あなたのご家族や代理人により伝えることができます。たとえ、あなたがこのような不満を表示された場合でも、あなたの診療に関して何ら不利益をこうむることはありません。

● 患者さんの責務

あなたに最善の医療を提供するために、あなたの協力が必要です。

1. 現在の病気に関して、あなたが知っていることを正直に私たちに教えてください。
2. 私たちスタッフがあなたに言っていることが理解できない場合には、お申し出ください。また、診療内容で私たちから言われたことを行うことが不可能と思われた場合にもそのようにお申し出ください。
3. 診療を受けている他の患者さんの権利を尊重し、迷惑となるような行為をしないでください。
4. 入院中の規則を守ってください。
5. 本院は基幹教育病院であるため、臨床教育にご協力ください。

● こどもの患者さんの権利

—できることと、しなければならないこと—

1. あなたは、人として大切にされ、一番自分に合った医療を受けることができます。
2. あなたとご家族は、わかりやすい言葉で説明を受け、自分の病気や検査、病気を治す方法について知ることができます。
3. あなたは、自分が受ける検査や病気を治す方法について十分な説明を受けたうえで、自分の考えや気持ちを病院の人やご家族に伝え、自分で決めることができます。
4. あなたを診察しているお医者さんとは別の病院のお医者さんの考えを聞くことができます。
5. あなたは、検査や病気を治す方法について不安なことがあるときは、いつでもご家族や病院の人たちに聞いたり話したりすることができます。
6. あなたは、入院していても、勉強したり、遊んだりすることができます。
7. あなたとご家族が愛情深く過ごせるよう、病院に助けてもらうことができます。
8. あなたの病気やけがを治している間に病院が知ったことの秘密は守られます。

● こどもの患者さんの責務

あなたに最善の医療を提供するために、あなたの協力が必要です。

1. あなたのこころやからだの状態を病院に伝えてください。
2. あなたとみんながもっとすこしやすくなるために、病院の約束を守ってください。

【ver. 19 2026/04/23】


一般的診療に対する包括同意書

名古屋大学医学部附属病院 病院長殿

私は、貴院における一般的診療について同意しました。加えて、貴院における患者の権利・責務に関する資料を受け取り、内容を理解した上で、同意しましたので、下記署名をいたします。

同意年月日	年	月	日	午前・午後	時	分
ご本人氏名						※ご本人が自筆で記入ください。
生年月日	明・大・昭・平・西暦	年	月	日		
※ご本人氏名をやむを得ず代筆された場合は、代筆者の氏名を記載ください。						
代筆者氏名			患者との続柄：			
※ご本人が未成年の場合、または意識障害などで署名できない場合は、保護者・親権者等の代諾が必要です。						
代諾者氏名			患者との続柄：			

一般的診療行為(説明書の再掲)

<p>検査・モニタリング 採血、血液検査、尿検査、蓄尿、微生物学的検査、検体の病理・細胞診検査、生理検査、X線撮影、造影剤を用いないCT・MRI、RI検査・FDG-PET検査、体組成分析、骨塩定量検査、心理検査、各種モニタリング、皮内反応検査、鼻咽腔喉頭ファイバー検査、眼科各種検査、尿量測定ウロフロメトリー検査、残尿測定、経皮的針生検、薬理遺伝学検査(疾患診断に関連しないもの)、気管挿管中の気管支鏡検査(観察と気管支肺胞洗浄液検査)、膀胱鏡検査</p> <p>治療・処置 創部処置、創傷処理、皮膚切開(排膿)術、デブリードマン、痰などの吸引、鼻腔カテーテル、膀胱留置カテーテル、う歯(虫歯)・歯周病・義歯の検査と治療、口腔ケア、トリガーポイント疼痛治療、フットケア、鼻出血止血処置、経鼻胃管挿入、緊急時の気管内挿管、関節穿刺、関節処置、非観血的整復固定、ギブス装着・取り外し、湿布処置、消炎処置、眼科各種処置、2回目以降の輸血、弾性ストッキング着用、下肢への圧迫ポンプ装着、酸素投与、温・冷罨法、洗腸、高圧浣腸、尿道ブジー</p> <p>薬剤の投与 通常投薬・注射・点滴、一般的診療に伴う局所麻酔、説明書2頁掲載の適応外使用医薬品の投薬・注射・点滴</p> <p>その他 病歴聴取、身体所見、体温測定、身体測定、体重測定、血圧測定、高次機能検査、リハビリテーション、栄養指導、食事の決定、人工乳の使用、何回か繰り返されている外泊の指示、薬剤処方、創部・患部等や各種手術・手技時の写真撮影・動画撮影、病室設置の見守りカメラによる撮影、病理検査後の臓器・組織・細胞を新規機器や試薬の導入検討及び当院あるいは地域病院における検査精度の確認のための使用、氏名・生年月日・患者IDの本人確認や呼出のための使用、クラス1・2のレーザ光・その他光照射装置を用いる医療機器(SpO2 モニタ、血流計等)の使用、小児のサークルベッドからの転落防止対策(24時間を越えないベッド柵の挙上)、患者の安全確保のため顔写真を撮影し電子カルテに掲載すること、個人情報上の所定目的への利用</p> <p>診療やケアにおける研修や実習 当院は学生(臨床実習生 *院内掲示参照)、研修生や看護師の特定行為研修(別紙)の実習に協力しており、看護師、学生、研修生等が指導を受けながら診療やケアに参加する場合があります。なお、看護師の特定行為研修の実習に際しては、別途、担当者より説明の上、実施いたします。</p>	<p>院内掲示は こちらから 確認頂けます</p> 
--	---

看護師の特定行為実習ご協力をお願い

1. 看護師の特定行為研修について

本研修は、医師の判断を待たずに患者さんの病状の範囲や診療の補助の内容を記載した「手順書」に基づき「診療の補助」の一部が行える看護師を養成する目的で2019年7月より開始しました。一部の診療の補助ができる看護師を養成し、確保していくに至った背景には、増大する医療ニーズに対応するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することで、急性期医療や在宅医療を支えていく看護師の育成が必要だからです。

看護師が本研修を修了するためには、高度かつ専門的な知識と技術を身につけるために、講義・演習・実習を行い、所定の試験に合格しなくてはなりません。そこで、経験豊富な医師らの指導の下、患者さんへの安全には最大限の配慮をし、実習を行ってまいります。現在、名古屋大学医学部附属病院では、18区分35行為(別紙参照)の特定行為研修を行っています。特定行為研修の実習に対して、患者さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. 特定行為実習について

特定行為研修は、講義・演習・実習を必ず行わなければなりません。講義においては、座学等において十分な医学的な基礎知識、特定行為に必要な専門的な知識を習得します。それらの知識の下、実習を通して、看護ケアの高度な実践技術を実際の臨床現場で発揮できる看護師を養成します。

3. 特定行為実習の体制について

受講生が特定行為を行う際は、医師が立ち会い指導を行います。また、専門看護師・認定看護師も立ち会い指導することがあります。

4. 他の受講生の見学について

実習する際に他の受講生が見学することがあります。

5. 特定行為実習における倫理的な配慮について

本研修の受講生は、実習以外で患者さんの診療に関する情報やデータを閲覧することはありません。本実習への参加は任意で行われます。実習の協力で同意されない場合でも、また途中で同意を撤回した場合でも、患者さんが受ける治療や看護には一切影響がなく、不利益を受けることも一切ありません。また、本研修は名古屋大学医学部附属病院看護師特定行為研修管理委員会の承認を得て、万全の注意を払って実施しております。本研修に関するご意見、ご質問、また苦情などがございましたら、受講生の指導医または下記の連絡先にお問い合わせ下さい。さらに詳しい研修内容についてお知りになりたい場合も遠慮なくお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

愛知県名古屋市昭和区鶴舞 65 番地 名古屋大学医学部附属病院
卒後臨床研修・キャリア形成支援センター
看護キャリア支援室 看護師特定行為研修担当
電話 052-744-2934

特定行為研修中の看護師が実習として行う診療行為について

治療・処置

- ① 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- ② 侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ③ 人工呼吸器からの離脱
- ④ 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ⑤ 気管カニューレの交換
- ⑥ 一時的ペースメーカーの操作及び管理
- ⑦ 一時的ペースメーカーリードの抜去
- ⑧ 経皮的心肺補助装置の操作及び管理
- ⑨ 大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
- ⑩ 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
- ⑪ 胸腔ドレーンの抜去
- ⑫ 腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む)
- ⑬ 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
- ⑭ 膀胱ろうカテーテルの交換
- ⑮ 中心静脈カテーテルの抜去
- ⑯ 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
- ⑰ 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- ⑱ 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- ⑲ 創部ドレーンの抜去
- ⑳ 直接動脈穿刺法による採血
- ㉑ 橈骨動脈ラインの確保

薬剤投与

- ① 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- ② 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ③ 脱水症状に対する輸液による補正
- ④ 感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
- ⑤ インスリンの投与量の調整
- ⑥ 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
- ⑦ 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
- ⑧ 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
- ⑨ 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
- ⑩ 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
- ⑪ 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
- ⑫ 抗けいれん剤の臨時の投与
- ⑬ 抗精神病薬の臨時の投与
- ⑭ 抗不安薬の臨時の投与

看護師の特定行為実習同意書

私もしくは代理人は、看護師の特定行為の実習について、「看護師の特定行為実習ご協力のお願ひ」に基づき、以下の☑済みの項目について説明を受けました。説明の内容を十分に理解しましたので、☑済みの特定行為の実習に同意します。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 看護師の特定行為研修について | <input type="checkbox"/> 特定行為実習における倫理的な配慮について |
| <input type="checkbox"/> 特定行為実習について | |
| <input type="checkbox"/> 特定行為実習の体制について | <input type="checkbox"/> 本研修で実施させていただく特定行為の内容について |
| <input type="checkbox"/> 他の受講生の見学について | |

- (1) 呼吸器（気道確保に係るもの）関連
 - 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- (2) 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
 - 侵襲的陽圧換気の設定の変更
 - 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
 - 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
 - 人工呼吸器からの離脱
- (3) 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
 - 気管カニューレの交換
- (4) 循環器関連
 - 一時的ペースメーカーの操作及び管理
 - 一時的ペースメーカーリードの抜去
 - 経皮的心肺補助装置の操作及び管理
 - 大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
- (5) 胸腔ドレーン管理関連
 - 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
 - 胸腔ドレーンの抜去
- (6) 腹腔ドレーン管理関連
 - 腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）
- (7) ろう孔管理関連
 - 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
 - 膀胱ろうカテーテルの交換
- (8) 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
 - 中心静脈カテーテルの抜去
- (9) 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
 - 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

- (10) 創傷管理関連
 - 褥瘡または慢性創傷の治療における血流の無い壊死組織の除去
 - 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- (11) 創部ドレーン管理関連
 - 創部ドレーンの抜去
- (12) 動脈血液ガス分析関連
 - 直接動脈穿刺法による採血
 - 橈骨動脈ラインの確保
- (13) 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
 - 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
 - 脱水症状に対する輸液による補正
- (14) 感染に係る薬剤投与関連
 - 感染徴候があるものに対する薬剤の臨時の投与
- (15) 血糖コントロールに係る薬剤関連
 - インスリン投与量の調整
- (16) 術後疼痛管理関連
 - 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
- (17) 循環動態に係る薬剤投与関連
 - 持続点滴中のカテコラミン投与量の調整
 - 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
 - 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
 - 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
 - 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
- (18) 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
 - 抗けいれん剤の臨時の投与
 - 抗精神薬の臨時の投与
 - 抗不安薬の臨時の投与

日付： 年 月 日

患者署名：

患者代理人署名（ご本人様が署名できない場合）：

説明日付： 年 月 日

担当医師署名：

指導医師署名：

研修生(看護師)署名：

愛知県名古屋市昭和区鶴舞 65 番地
名古屋大学医学部附属病院